



# 三重県公報

令和6年3月8日 (金)  
 第 496 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
143	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認	(スポーツ推進課)	2
144	三重県営松阪野球場の利用料金の承認	( 同 )	14
145	三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認	( 同 )	15
146	介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	(長寿介護課)	15
147	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	( 同 )	16
148	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	16
149	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	( 同 )	17
150	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	17
151	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	18
152	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	19
153	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築開発課)	19
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課)	20
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	20
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	21
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	21
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	21
	同件	( 同 )	24
	同件	( 同 )	27
	同件	(災害即応・連携課)	31

**告 示**

**三重県告示第 143 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通 G スポーツの杜 伊勢）の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認（令和 4 年三重県告示第 469 号）は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定管理者

三重県スポーツ協会グループ

代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定

2 施設の名称及び利用料金の額

(1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿）

ア サッカー・ラグビー場

(ア) 施設

区 分			1 時間当たりの金額（円）	
メイングラウンド	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	7,850
			その他の者	9,950
	アマチュアスポーツ以外		102,140	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,610
その他の者			3,660	
アマチュアスポーツ以外		14,140		
第 1 グラウンド			1,880	
第 2 グラウンド			1,880	
第 3 グラウンド	全面		3,000	
	2 分の 1 面		1,500	
第 4 グラウンド			1,880	
本部室			830	
第 1 会議室			1,250	
第 2 会議室			830	

備考 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。

2 準備又は撤去するためにメイングラウンド又は第 1 グラウンドから第 4 グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメイングラウンドの項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」又は第 1 グラウンドから第 4 グラウンドまでの項に掲げる金額とする。

3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

4 本部室、第 1 会議室又は第 2 会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に 1 時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とする。）当たり 100 円を加算した額とする。

(イ) 設備

区 分			1 時間当たりの金額（円）	
メイングラウンド	電光掲示板		アマチュアスポーツ	100
			アマチュアスポーツ以外	310
	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ	9,420

		2分の1点灯	アマチュアスポーツ以外	159,230
			アマチュアスポーツ	4,710
			アマチュアスポーツ以外	79,610
		3分の1点灯	アマチュアスポーツ	3,140
			アマチュアスポーツ以外	53,420
			放送設備	アマチュアスポーツ以外
第3グラウンド及び第4グラウンド	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ	5,230
			アマチュアスポーツ以外	88,000
		3分の2点灯	アマチュアスポーツ	3,450
			アマチュアスポーツ以外	58,660
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	2,610
			アマチュアスポーツ以外	44,000
		4分の1点灯	アマチュアスポーツ	1,300
			アマチュアスポーツ以外	22,000

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)	
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2レーン	15,700
			追加1レーン	7,850
			全レーン	78,560
		その他の者	2レーン	28,280
			追加1レーン	14,140
			全レーン	141,420
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2レーン	1,560
			追加1レーン	780
			全レーン	7,850
		その他の者	2レーン	2,820
			追加1レーン	1,410
			全レーン	14,140
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2レーン	15,710
			4レーン	31,420
			全レーン	56,570
		その他の者	2レーン	28,280
			4レーン	56,570
			全レーン	106,850
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2レーン	1,570
			4レーン	3,140
			全レーン	5,650
		その他の者	2レーン	2,820
			4レーン	5,650
			全レーン	10,680
飛び込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	37,710	
		その他の者	75,420	

	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	3,770
		その他の者	7,540
第1会議室			1,500
第2会議室			1,500
スタジオ			1,500
トレーニング室			1,500

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛込みプールを利用する場合の金額は、それぞれの施設の項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 各会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。
- b 個人利用の場合

区 分			金額（円）
メインプール、サブプール、飛込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	1人1回につき	240
		回数券（11回分）	2,400
		1ヶ月券	2,260
	その他の者	1人1回につき	560
		回数券（11回分）	5,600
		1ヶ月券	5,020

- 備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

区 分		1時間当たりの金額（円）
電光掲示板	入場料を徴収する場合	18,850
	入場料を徴収しない場合	1,880
放送設備	入場料を徴収する場合	1,130

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

(ウ) 用具

区 分		1日当たりの金額（円）
各種競技用具一式（競泳・水球）	大会で利用する場合	5,030
各種競技用具一式（アーティスティックスイミング・飛込み）	大会で利用する場合	2,510

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

区 分				1面1時間当たりの金額（円）
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,510
			その他の者	5,020
		アマチュアスポーツ以外		50,280
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	620
			その他の者	1,250
		アマチュアスポーツ以外		8,170

シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	1,040
			その他の者	2,090
			アマチュアスポーツ以外	20,950
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	410
		その他の者	830	
		アマチュアスポーツ以外	4,190	
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	830
			その他の者	1,670
			アマチュアスポーツ以外	16,760
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	310
		その他の者	620	
		アマチュアスポーツ以外	2,720	

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」に掲げる金額とする。  
 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (1) 小学校就学前の者  
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者  
 (イ) 会議室

区 分	1室1時間当たりの金額(円)
コントロール室	630

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 コントロール室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。  
 (ウ) 設備

区 分			1時間当たりの金額(円)	
電光掲示板		アマチュアスポーツ	100	
		アマチュアスポーツ以外	830	
照明灯	センターコート	全部点灯	アマチュアスポーツ	1,040
			アマチュアスポーツ以外	10,470
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	520
	シェルターコート	アマチュアスポーツ	200	
		アマチュアスポーツ以外	1,990	
	屋外コート	アマチュアスポーツ	200	
アマチュアスポーツ以外		1,780		
放送設備		アマチュアスポーツ以外	940	

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

エ 体育館

(ア) 施設(会議室を除く。)

a 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額(円)
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	7,110 (9,000)
	入場料を徴収しない場合	2,400 (3,030)
営利を目的として利用する場合		59,400 (74,270)

その他の催物	入場料を徴収する場合	35,610 (44,620)
	入場料を徴収しない場合	11,830 (14,870)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 ( )の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の額とする。
- 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。

b 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)
フットサル	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
バスケットボール	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
バレーボール	児童生徒等	1面につき	360
	その他の者		730
バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
	その他の者		310
テニス	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
レスリング	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
卓球	児童生徒等	1台につき	100
	その他の者		200
その他	2分の1利用	児童生徒等	520
		その他の者	1,040
	4分の1利用	児童生徒等	310
		その他の者	620

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

c 個人利用の場合

区 分		金額(円)	
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	70
		2時間券	140
		回数券(11時間分)	700
		回数券(22時間分)	1,400
		定期券(1ヶ月)	1,250
	その他の者	1人1時間につき	140
		2時間券	280
		回数券(11時間分)	1,400
		回数券(22時間分)	2,800
		定期券(1ヶ月)	2,720

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける

場合に限る。)を含めるものとする。

- 3 トレーニングルームにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

(イ) 会議室

区 分	1 室 1 時間当たりの金額 (円)
第 1 会議室、第 2 会議室、本部室及びトレーニング室	620 (830)

備考 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。

2 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

3 第 1 会議室、第 2 会議室、本部室及びトレーニング室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に 1 時間 (1 時間に満たない時間は、1 時間とする。) 当たり 100 円を加算した額とする。

(ウ) 設備及び器具

設備器具名		区 分	単 位	金額 (円)
温水シャワー		個人利用	1 人 1 回につき	100
		アマチュアスポーツ	1 日につき	1,570
		その他		2,090
湯沸設備		アマチュアスポーツ	1 日につき	2,090
		その他		4,190
放送設備		アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	1,040
		その他		2,090
照明設備	全部点灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	4,190
		その他		6,280
	2 分の 1 点灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	2,090
		その他		3,140
	4 分の 1 点灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	1,040
		その他		1,570
冷暖房設備		アマチュアスポーツ	1 時間につき	5,230
		その他		7,850
競技器具一式 (全面利用)		アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	520
		その他		830
競技器具一式 (部分利用)	アマチュアスポーツ	フットサル	一式 1 時間につき	310
		バスケットボール	一式 1 時間につき	310
		バレーボール	一式 1 時間につき	200
		バドミントン	一式 1 時間につき	100
		テニス	一式 1 時間につき	200
		レスリング	一式 1 時間につき	200
		卓球	一式 1 時間につき	100
		その他	一式 1 時間につき	200
	その他	フットサル	一式 1 時間につき	1,570
		バスケットボール	一式 1 時間につき	1,570
		バレーボール	一式 1 時間につき	1,040
		バドミントン	一式 1 時間につき	520
		テニス	一式 1 時間につき	1,040
		卓球	1 台 1 時間につき	520

	その他	一式1時間につき	1,040
--	-----	----------	-------

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 各会議室及び本部室の冷暖房料は、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円とする。

オ 多目的広場  
施設

区 分		単 位	金額（円）
多目的広場	全面	1時間につき	940
	2面	1時間につき	620
	1面	1時間につき	310
	アーチェリー 個人利用（2名以上から可）	9：00～13：00 1人につき	200
		13：00～17：00 1人につき	200
		17：00～21：00 1人につき	300

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

カ クライミングウォール  
施設

区 分		単 位	金額（円）
個人利用	児童生徒等	1人1時間につき	200
	その他の者	1人1時間につき	410
専用利用	児童生徒等	1時間につき	730
	その他の者	1時間につき	1,460

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）

ア 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

(ア) 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額（円）	
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,510
		入場料を徴収する場合	7,330
	営利を目的として利用する場合		61,280
	その他の催物に利用する場合		12,250
体育館別館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,250
		入場料を徴収する場合	3,770
	営利を目的として利用する場合		30,690
	その他の催物に利用する場合		6,180
陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,140
		入場料を徴収する場合	9,210
	営利を目的として利用する場合		76,470
	その他の催物に利用する場合		15,400
第二陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合		1,250
	営利を目的として利用する場合		35,820
	その他の催物に利用する場合		7,120



付帯投てき場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250
	営利を目的として利用する場合	35,820
	その他の催物に利用する場合	7,120
多目的広場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 体育館本館については、半面使用を認め、その利用料金は全面使用の半額とする。  
 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。(第二陸上競技場、付帯投てき場及び多目的広場を除く。)

(イ) 個人利用の場合

区 分			1時間当たりの金額(円)
陸上競技場	児童生徒等	1人1時間につき	70
	その他の者	1人1時間につき	180
	児童生徒等(夜間使用)	1人1時間につき	170
	その他の者(夜間使用)	1人1時間につき	380
第二陸上競技場	児童生徒等	1人1時間につき	50
	その他の者	1人1時間につき	100
	児童生徒等(夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者(夜間使用)	1人1時間につき	300
付帯投てき場	児童生徒等	1人1時間につき	50
	その他の者	1人1時間につき	100
	児童生徒等(夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者(夜間使用)	1人1時間につき	300
トレーニングセンター	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	60
		2時間券	120
		回数券(22時間分)	1,200
		定期券(1ヶ月)	1,040
		定期券(3ヶ月)	2,820
	その他の者	1人1時間につき	120
		2時間券	240
		回数券(22時間分)	2,400
		定期券(1ヶ月)	2,300
		定期券(3ヶ月)	6,280

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (1) 小学校就学前の者  
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者  
 3 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。)を含めるものとする。  
 4 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。  
 5 夜間使用の照明については、個人利用の場合は、原則陸上競技場10名・第二陸上競技場5名以上の使用に限り点灯する。

(ウ) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区 分			金額(円)
店舗	1平方メートル当たり	1日につき	1,000

- 備考 1 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

- 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該1平方メートル未満の数を1平方メートルとして計算する。

イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		1時間当たりの金額(円)
体育館	第1会議室	660
	第2会議室	880
	第3会議室	660
	小会議室(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	660
	応接室	1,040
	控え室(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	660
	ステージ(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	1,760
陸上競技場	会議室(1室当たり)	830~1,250
	特別室	3,140

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

- 2 アマチュアスポーツ大会開催に伴って必要とする各室は、事前申請により施設利用料に含む。

ウ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

設備器具名	区 分	単 位	金額(円)
体育館	温水シャワー(個人利用)	アマチュアスポーツ	100
		その他	150
	温水シャワー(団体利用)	アマチュアスポーツ	1,200
		その他	1,860
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1,200
		その他	1,860
	放送設備	アマチュアスポーツ	440
		その他	980
	ステージ照明	アマチュアスポーツ	760
		その他	1,100
	フロア2列照明	アマチュアスポーツ	880
		その他	1,200
	フロア4列照明	アマチュアスポーツ	1,760
		その他	2,420
	フロア6列照明	アマチュアスポーツ	2,640
		その他	3,620
	机	アマチュアスポーツ	60
		その他	80
	椅子 1人掛け	アマチュアスポーツ	40
		その他	60
椅子 4人掛け	アマチュアスポーツ	80	
	その他	170	
天幕	アマチュアスポーツ	1,320	
	その他	2,110	
ピアノ	アマチュアスポーツ	980	
	その他	1,540	
冷暖房設備	アマチュアスポーツ	7,700	

		その他		11,000
	電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1 個口 1 時間につき	100
		その他		150
	持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1 個口 1 時間につき	1,040
		その他		1,570
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1 日につき	2,090
		その他		3,140
体育館別館	放送設備	アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	440
		その他		980
	フロア 5 列照明	アマチュアスポーツ	1 時間につき	320
		その他		440
	フロア 9 列照明	アマチュアスポーツ	1 時間につき	540
		その他		760
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1 時間につき	4,400
		その他		6,070
	電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1 個口 1 時間につき	100
		その他		150
	持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1 個口 1 時間につき	1,040
		その他		1,570
競技器具一式	アマチュアスポーツ	1 日につき	1,040	
	その他		1,570	
陸上競技場	温水シャワー（個人利用）	アマチュアスポーツ	1 人 1 回につき	100
		その他		150
	温水シャワー（団体利用）	アマチュアスポーツ	1 日につき	1,460
		その他		2,200
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1 日につき	1,460
		その他		2,200
	放送設備	アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	520
		その他		1,150
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1 室 1 時間につき	100
		その他		150
		アマチュアスポーツ	全室 1 時間につき	2,090
		その他		3,140
	机	アマチュアスポーツ	1 日 1 脚	60
		その他		80
	椅子 1 人掛け	アマチュアスポーツ	1 日 1 脚	40
		その他		60
	椅子 4 人掛け	アマチュアスポーツ	1 日 1 脚	80
		その他		170
	天幕	アマチュアスポーツ	1 日 1 張	1,320
		その他		2,110
大型映像装置	アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	3,770	
	その他		7,540	
照明灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	29,330	

	(全灯)	その他		35,200
	照明灯 (2分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	14,660
		その他		17,600
	照明灯 (5分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	5,860
		その他		7,010
	照明灯 (10分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,930
		その他		3,560
	電源装置(コンセント)	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
		その他		150
	持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040
		その他		1,570
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	7,330
その他		11,000		
競技用計測機器一式	アマチュアスポーツ	1日につき	10,470	
	その他		15,710	
第二陸上競技場	写真判定棟		一式1時間につき	410
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1室1時間につき	100
		その他		150
	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	100
		その他		150
	照明灯(4基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	2,200
		その他		2,720
	付帯投てき場	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	1,780
その他		2,200		
第二陸上競技場及び付帯投てき場	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	2,510	
	その他		3,140	

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(イ) 体育館用器具

品名	区分	単位(1日当たり)	金額(円)
卓球	アマチュアスポーツ	一台一式	50
	その他		80
バドミントン	アマチュアスポーツ	一コート一式	50
	その他		80
バレーボール	アマチュアスポーツ	一コート一式	100
	その他		150
バスケットボール	アマチュアスポーツ	一コート一式	100
	その他		150
テニス	アマチュアスポーツ	一コート一式	100
	その他		150
ソフトバレーボール	アマチュアスポーツ	一コート一式	50
	その他		80
移動式バスケットゴール	アマチュアスポーツ	一コート一式	520
	その他		780
フットサルゴール	アマチュアスポーツ	一コート一式	200

	その他		310
手動得点板	アマチュアスポーツ	一セット	100
	その他		150
連動式得点表示板	アマチュアスポーツ	一式	520
	その他		780

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(ウ) 陸上競技用器具及び計測機器

品名	区分	単位 (1日当たり)	金額 (円)
スターティングブロック	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
ストップウォッチ	アマチュアスポーツ	1個	100
	その他		150
ハードル	アマチュアスポーツ	1個	50
	その他		80
ヤリ	アマチュアスポーツ	1本	170
	その他		260
ハンマー	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
円盤	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
砲丸	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
棒高跳び用器具	アマチュアスポーツ	一式	920
	その他		1,380
走高跳び用器具	アマチュアスポーツ	一式	700
	その他		1,050
走幅跳び・三段跳び距離測定器	アマチュアスポーツ	一式	410
	その他		620
踏切板	アマチュアスポーツ	1本	100
	その他		150
全自動ピストル	アマチュアスポーツ	1個	120
	その他		180
YO式スタート発信装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
スターター拡声装置	アマチュアスポーツ	一式	3,980
	その他		5,970
写真判定装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
周回表示器	アマチュアスポーツ	1台	520
	その他		780
フィールド成績表示器	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
風向・風速計	アマチュアスポーツ	1台	520
	その他		780
光波距離測定装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230

	その他		7,850
フィニッシュタイマー表示盤	アマチュアスポーツ	1台	5,230
	その他		7,850
ビーチパラソル	アマチュアスポーツ	1本	120
	その他		180
レーンナンバー表示器	アマチュアスポーツ	一式	520
	その他		780
電子式風力速報表示盤	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
電子式周回表示盤	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
電子式風力測定器	アマチュアスポーツ	1台	2,610
	その他		3,920
走幅・三段跳電子距離測定器	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
フィールド制限タイマー	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
サッカーゴール	アマチュアスポーツ	一対	1,040
	その他		1,560
人工芝	アマチュアスポーツ	1枚	100
	その他		150

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

エ 五十鈴公園の利用料金

種 別	単 位	金額 (円)
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,320
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日  
令和6年2月15日
- 4 利用料金の適用年月日  
令和6年4月1日

三重県告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営松阪野球場（愛称：ドリームオーシャンスタジアム）の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営松阪野球場の利用料金の承認（令和元年三重県告示第488号及び令和3年三重県告示第45号）は、令和6年3月31日限り廃止します。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定管理者  
公益財団法人三重県スポーツ協会  
理事長 木平 芳定
- 2 利用料金の額  
ア 施設

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
----	-------------	------------

			入場料の額が 100 円以下のとき		入場料の額が 100 円を超えるとき	
	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者
金額 (円)	700	1,400	4,200	8,400	8,400	16,800

- 備考 1 金額は、1 時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とする。）当たりの額とする。  
 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (1) 小学校就学前の者  
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

イ 設備

区分	スコアボード	
	全部表示	得点及び判定のみ表示
金額 (円)	3,000	1,500

備考 金額は、1 試合当たりの額とする。

- 3 利用料金の承認年月日  
 令和 6 年 2 月 15 日  
 4 利用料金の適用年月日  
 令和 6 年 4 月 1 日

三重県告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認（令和元年三重県告示第 231 号）は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定管理者  
 三重県ライフル射撃協会  
 会長 中村 孝夫  
 2 利用料金の額  
 50m射場

区 分		1 時間につき (2 時間まで)	1 時間につき (2 時間を超える部分)
個人利用	生徒・学生	200 円	100 円
	一 般	350 円	200 円
専用利用		4,480 円	4,480 円

10m射場

区 分		1 時間につき (2 時間まで)	1 時間につき (2 時間を超える部分)
個人利用	生徒・学生	150 円	100 円
	一 般	300 円	150 円
専用利用		3,620 円	3,620 円

- 備考 1 専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。  
 2 1 時間に満たない時間は、1 時間とする。  
 3 学生は大学生まで含む。

- 3 利用料金の承認年月日  
 令和 6 年 2 月 15 日  
 4 利用料金の適用年月日  
 令和 6 年 4 月 1 日

三重県告示第 146 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可しました。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	許年月日	入所定員
24B0500031	倉本病院介護医療院	津市下弁財町津興 3040 番地	医療法人倉本病院	津市下弁財町津興 3040 番地	令和6年3月1日	27
24B0700011	介護医療院ホリエ	松阪市鎌田町 234 番地の1	医療法人社団嘉祥会	松阪市鎌田町 234 番地の1	令和6年3月1日	18

三重県告示第147号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410505313	医療法人倉本病院倉本内科病院	津市下弁財町津興 3040 番地	医療法人倉本病院	令和6年2月29日	介護療養型医療施設
2410705210	堀江クリニック	松阪市鎌田町 234 番地の1	医療法人社団嘉祥会	令和6年2月29日	介護療養型医療施設

三重県告示第148号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	佐藤 徹	心臓機能障害
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	三羽 晃平	視覚障害
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地 1	宮崎 敬大	平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	平田 智也	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	石神 瑛亮	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	上田 航毅	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	鈴村 美聡	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749 番地 37	大竹 耕平	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害



			肝臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	中山 祐樹	心臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	東 真一郎	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	加藤 桃子	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
みやきりハビリテーション クリニック	熊野市久生屋町 541 番地	味八木 郁雄	肢体不自由
松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	山田 淳一	肢体不自由

**三重県告示第 149 号**

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771 番地	駒 直樹
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	江川 琢也
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	加藤 高志
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	村山 卓

**三重県告示第 150 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
津市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第3

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 151 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字乳母子 622 番 9 地先から 四日市市山城町字乳母子 620 番 33 地先まで	新	4.0～11.5	73.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田光四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市西坂部町字山添 2431 番 1 地先から 四日市市西坂部町字山添 2403 番地先まで	旧	9.0～9.0	106.7
	旧新	6.3～9.4	97.8

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字乳母子 622 番 9 地先から 四日市市山城町字乳母子 620 番 33 地先まで	新	4.0~11.5	73.9

**三重県告示第 152 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 宮妻峽線	四日市市水沢町字東沖 2386 番 5 地先内	令和 6 年 3 月 8 日
県道 上海老茂福線	四日市市山城町字乳母子 622 番 9 地先から 四日市市山城町字乳母子 620 番 33 地先まで	令和 6 年 3 月 8 日
県道 平津菰野線	四日市市山城町字乳母子 622 番 9 地先から 四日市市山城町字乳母子 620 番 33 地先まで	令和 6 年 3 月 8 日
一般国道 422 号	多気郡大台町栗谷字中木屋 1186 番 3 地先から 多気郡大台町栗谷字湯谷 509 番 5 地先まで	令和 6 年 3 月 18 日
一般国道 422 号	多気郡大台町岩井字崩谷 354 番 2 地先内	令和 6 年 3 月 13 日

**三重県告示第 153 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しますので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称  
株式会社建築構造センター
- (2) 住所  
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号
- (3) 業務区域  
三重県全域

2 変更内容

業務を行わせる事務所所在地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内、長野県内又は大阪府内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物

長野県長野市南県町 1082 番地	長野県長野市南県町 1082 番地
愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号
島根県松江市中原町 6 番地	島根県松江市中原町 6 番地
岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号	岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号
広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号	広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号
愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号	愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号
長崎県長崎市万才町 3 番 4 号	長崎県長崎市万才町 3 番 4 号
鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号	鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号
沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号
千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3	千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3
福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号	福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
三重県四日市市浜田町 12 番 18 号	三重県四日市市浜田町 12 番 18 号
香川県高松市亀井町 2 番地 1	香川県高松市亀井町 2 番地 1
群馬県高崎市八島町 262 番地	群馬県高崎市八島町 262 番地
	大阪府大阪市中央区南本町三丁目 4 番 15 号

3 変更年月日  
令和 6 年 3 月 13 日

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（員弁川用水第二土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 6 年 2 月 13 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 東員地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6

か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和6年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧の場所  
東員町役場産業課（員弁郡東員町大字山田1600番地）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、尾鷲市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
尾鷲都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）  
第2号東紀州広域ごみ処理施設
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年 2月27日	伊勢市小俣町明野394-2	伊勢市小俣町湯田794-11 理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和14年3月31日（水）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県本庁舎、サーバ機器等を設置するデータセンター内、受託事業者社内等
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## (3) 共同企業体（自主結成とします）での参加の場合

- ア 当該共同企業体の構成員間で共同企業体協定書を締結していること。
- イ 当該共同企業体の構成員のすべてが上記(1)及び(2)に該当していること。
- ウ 当該共同企業体の代表構成員は、構成員の中で出資比率が最も大きい者であること。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。共同企業体で参加しようとする者は、本システムでの入札は2(3)アの共同企業体協定書に定める代表者が行ってください。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年4月3日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。共同企業体で参加しようとする者は、(1)については共同企業体の名称により申請し、(2)に掲げる関係書類を添付してください。

落札候補者にあつては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を提出してください。共同企業体で参加しようとする者は、構成員の全てについて(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 共同企業体にあつては、共同企業体に係る協定書等関係書類
  - ア 共同企業体協定書
  - イ 共同企業体使用印鑑届
  - ウ 共同企業体委任状
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部総務課総務班 担当 渡邊  
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

## (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 柁井  
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和 6 年 4 月 18 日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 4 月 12 日（金）17 時まで本システム上で通知を行います。
  - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 4 月 12 日（金）17 時まで通知書を発送しません。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 4 月 18 日（木）16 時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和 6 年 4 月 18 日（木）16 時  
なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県総務部総務課総務班  
案件名 三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和 6 年 4 月 18 日（木）17 時  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。  
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- エ 落札者の決定方法  
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規

定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:

The Restructuring, Operation and Maintenance of the Mie Prefecture Common Infrastructure for Systems.

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 4:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 4:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 5:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

- (4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項



- (1) 購入物品及び数量  
パソコン 1,531 台  
サブモニター 1,124 台
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 履行期限  
令和7年3月28日（金）
  - (4) 履行場所  
三重県本庁舎及び地域庁舎
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年3月25日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式1-1、1-2）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部総務課 担当 渡邊  
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 担当 米倉、下里

電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 6 年 4 月 18 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 3 月 28 日（木）17 時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 3 月 28 日（木）17 時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 4 月 18 日（木）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 6 年 4 月 18 日（木）15 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課

案件名 令和 6 年度職員一人一台パソコンの調達入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 4 月 18 日（木）16 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Personal computer: 1,531 units

Display: 1,124 units

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

(4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,  
Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

ア 令和6年6月1日から令和8年2月28日まで

M i c r o s o f t O f f i c e 365 E3 ステップアップライセンス 6,300 ライセンス

イ 令和8年3月1日から令和10年3月31日まで

M i c r o s o f t O f f i c e 365 E3 ステップアップライセンス 7,500 ライセンス

ウ 令和6年6月1日から令和10年3月31日まで

M i c r o s o f t 365 E3 ステップアップライセンス 13 ライセンス

エ 令和6年6月1日から令和10年3月31日まで

M i c r o s o f t 365 E5 S e c u r i t y 13 ライセンス

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 使用期間

令和6年6月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで

## (4) 履行場所

三重県庁本庁舎1階 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年3月25日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課 担当 渡邊

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 担当 長井、米倉

電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年4月18日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年3月28日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年3月28日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年4月18日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年4月18日（木）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課

案件名 Microsoftライセンスの調達入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年4月18日（木）16時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契

約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Microsoft Office 365 E3 Step-Up (from June 1th, 2024 to February 28th, 2026): 6,300

Microsoft Office 365 E3 Step-Up (from March 1th, 2026 to March 31th, 2028): 7,500

Microsoft 365 E3 Step-Up (from June 1th, 2024 to March 31th, 2028): 13

Microsoft 365 E5 Security (from June 1th, 2024 to March 31th, 2028): 13

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:30 P.M. on Thursday, April 18, 2024.

#### (4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年3月8日

三重県知事 一見勝之

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

災害用備蓄物資（食料） 1,872箱

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 納入期限

令和6年9月30日（月）

##### (4) 納入場所

三重県広域防災拠点（北勢拠点）（三重県四日市市中村町2281-2）

三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）（三重県伊勢市朝熊町字東谷3477-15）

三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）（三重県熊野市久生屋町1330-2）

※ なお、納入場所ごとの数量については、調達説明書（仕様書）を確認すること。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

##### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年4月4日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県防災対策部災害即応・連携課災害即応・連携班 担当 川瀬

電話 059-224-2186 ファクシミリ 059-224-2199

## (2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年4月4日（木）15時まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年4月10日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年4月10日（水）17時までに通知書を発送します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年4月22日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年4月22日（月）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県防災対策部災害即応・連携課災害即応・連携班

案件名 災害用備蓄物資（食料）の購入 入札書在中

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年4月22日（月）15時15分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県防災対策部災害即応・連携課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174



条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が 1 者になった場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）により、ます。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Disaster relief supplies for stockpiling (Food) 1,872 Boxes

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 15:00 P.M. on Monday, April 22, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 15:00 P.M. on Monday, April 22, 2024.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 15:15 P.M. on Monday, April 22, 2024.

#### (4) Managing Authority:

Disaster Response and Cooperation Division, Department of Disaster Prevention, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2186 (No English language support is available)



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---